

# V 契約の3類型における開示内容を確認 「重要な契約等」の開示に 関する実務上の留意点

有限責任 監査法人  
公認会計士

木名瀬 光行

## 【この章のエッセンス】

- これまで「経営上の重要な契約等」とされてきた開示項目名が「重要な契約等」となり、開示すべき契約として次の3類型が規定され、その具体的な内容が明確化した。
  - ① 企業・株主間のガバナンスに関する合意
  - ② 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意
  - ③ ローンと社債に付される財務上の特約
- 2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用される(経過措置あり)。

## はじめに

2023年12月22日、「企業内容等の開示に関する内閣府令(以下、「開示府令」という)及び特定有価証券の内容等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布された。また、これとあわせて「企業内容等に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」(以下、「開示ガイドライン」という)の改正(以下、あわせて「本改正」という)も行われている。本改正は、重要な契約等に関して開示すべき契約の類型や求められる開示内容を具体的に明らかにするために、有価証券報告書や有価証券届出書、臨時報告書等の記載事項について改正を行

うものである。

本章では、本改正の内容のうち、2025年3月期以降の有価証券報告書において重要な契約等として新たに開示が必要となる事項および当該開示を行ううえでの実務上の主な留意点にポイントを絞って解説する。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

## 重要な契約等として新たに開示が必要となる事項

本改正では、これまで「経営上の重要な契約等」とされてきた開示項目名が「重要な契約等」に変更されるとともに、①企業・株主間のガバ

ナスに関する合意、②企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意、③ローン契約と社債に付される財務上の特約の3類型について、有価証券報告書において重要な契約等として開示すべき内容が明確化された。詳細については図表1を参照されたい。

なお、企業・株主間の合意(①、②)については、資本業務提携契約やアクティビストとの和解契約がある場合や、有価証券報告書の提出会社(子会社)が親会社との間で経営管理契約等を締結している場合などに開示の要否の検討が必要になると考えられる。また、ローン契約と社債に付される財務上の特約(③)については、開示の閾値が設けられている点に留意が必要である。

## 適用時期

本改正の施行日は2024年4月1日であり、2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から開示上の対応が必要となる。ただし、施行日より前に締結された重要な契約については、守秘義務等の観点から見直しの必要があるものも含まれ得ることを踏まえ、